

利益処分(損失処理)

平成 年 月 日

(会社名)

千円

当期末処分利益(当期末処理損失)		× × × ×	
任意積立金取崩額			
準備金取崩額	× × ×		
積立金取崩額	× × ×		
別途積立金取崩額	<u>× × ×</u>	<u>× × × ×</u>	
合 計		× × × ×	
利益処分額			
利益準備金	× × ×		
株主配当金(一株につき × × 円 × × 銭)	× × ×		
役員賞与金	× × ×		
任意積立金			
準備金	× × ×		
積立金	× × ×		
別途積立金	<u>× × ×</u>	<u>× × × ×</u>	
(損失処理額)			
(任意積立金取崩額)			
(準備金取崩額	× × ×)		
(積立金取崩額	× × ×)		
(別途積立金取崩額	× × ×)		
(利益準備金取崩額	× × ×	× × × ×)	
次期繰越利益(次期繰越損失)		<u>× × × ×</u>	

注 中間配当を実施した場合には、実施年月日並びに中間配当額及び一株当たりの配当額

記載要領

- 1 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- 2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載する

こと。

- 4 損失処理は、「当期未処理損失」がある場合において「任意積立金」の取崩しにより配当その他の利益処分が行われないときに作成すること。
- 5 「準備金取崩額」は、商法第287条ノ2に規定する引当金以外の租税特別措置法上の準備金で「任意積立金」に積み立てたものの目的外取崩額を記載すること。
- 6 配当金の金額については、その全部が商法第293条ノ2の規定による株式配当によるものである場合においてはその旨を、その一部が株式配当によるものである場合においてはその旨及びその金額を配当金の内書きとして付記すること。
- 7 「任意積立金」については、その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。

なお、商法第287条ノ2に規定する引当金以外の租税特別措置法上の準備金の積立額については、「準備金」として記載すること。